

V 地域福祉課の事業概要

地域福祉課は、児童福祉、母子父子寡婦福祉、高齢者福祉、障害者福祉、配偶者暴力相談支援事業、戦傷病者の援護、児童手当事務指導監査、中核地域生活支援センター連絡調整会議等の社会福祉事業を担当し、住民に対し、より効果的な福祉サービスを推進するため、所内の各課と協力し管内の市及び関係機関と連携を図りながら事業を推進している。

1 福祉関係事業

(1) 民生委員・児童委員

「民生委員法」に基づき、地域社会の福祉増進を図るため、市の区域に配置されている委員の委嘱・解嘱事務及び活動費、交付金事務に関する業務を行っている。

表1－(1) 民生委員・児童委員配置状況（令和3年3月31日現在）

（単位：人）

市町村	定数	現 員			左の内訳	
		民生委員 児童委員	主任児童 委員	計	男	女
平成30年度	578	510	56	566	157	409
令和元年度	590	515	53	568	160	408
令和2年度	590	520	55	575	161	414
習志野市	204	175	24	199	66	133
八千代市	229	204	21	225	60	165
鎌ヶ谷市	157	141	10	151	35	116

(2) 児童福祉

重・中度の障害を有するため、日常生活において介護を必要とする 20 歳未満の児童を育てている父（母）に支給される特別児童扶養手当の支給に関する認定事務を行っている。

ア 特別児童扶養手当

心身に重・中度の障害を有するため、日常生活において介護を必要とする 20 歳未満の児童を監護している父、母又は養育者に対して特別児童扶養手当を支給している。

表 1 - (2) - ア 特別児童扶養手当受給状況

(単位：人)

区分 市町村	受給者数	支給対象障害児数							
		身体障害		精神障害		重複障害		計	
		1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級
平成 30 年度	1,306	244	107	424	566	15	-	683	673
令和元年度	1,340	230	112	444	588	19	-	693	700
令和 2 年度	1,379	240	112	462	605	18	2	720	719
船橋市	761	138	50	253	338	14	2	405	390
習志野市	215	35	22	71	94	2	0	108	116
八千代市	272	41	26	94	123	1	0	136	149
鎌ヶ谷市	131	26	14	44	50	1	0	71	64

(注) 1 人の受給者が複数の支給対象障害児を監護・養育する場合がある。

(3) 母子・父子・寡婦福祉資金

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、母子・父子・寡婦福祉資金の審査・貸付に関する事務及び母子・父子自立支援員による母子家庭・父子家庭・寡婦の生活一般の相談指導等を行っている。

ア 母子・父子福祉資金貸付状況

表 1 - (3) - ア 母子・父子福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
市町村												
平成 30 年度	-	-	29,903	-	-	-	-	-	-	-	1,140	-
令和元年度	-	-	22,922	-	-	-	-	-	-	-	309	-
令和 2 年度	-	-	16,377	-	-	-	-	540	787	-	-	-
習志野市	-	-	3,832	-	-	-	-	-	787	-	-	-
八千代市	-	-	10,937	-	-	-	-	540	-	-	-	-
鎌ヶ谷市	-	-	1,608	-	-	-	-	-	-	-	-	-

イ 寡婦福祉資金貸付状況

表 1 - (3) - イ 寡婦福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
市町村												
平成 30 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和元年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和 2 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
習志野市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八千代市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鎌ヶ谷市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(4) 高齢者福祉

満百歳者に対する祝品等の贈答事業や、公的年金等を受給していない老人福祉施設入居者に対し法外援護給付金の支給を行っている。

ア 百歳者に対する祝品等贈呈事業

満百歳者に対し社会発展の功労者として敬愛し、長寿を祝福するため内閣総理大臣から祝状及び記念品を贈呈している。

表 1 - (4) - ア 百歳者

(単位：人)

市町村	百歳者	左の内訳	
		男	女
平成 30 年度	72	9	63
令和元年度	66	6	60
令和 2 年度	82	13	69
習志野市	33	7	26
八千代市	25	3	22
鎌ヶ谷市	24	3	21

イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給事業

老人福祉施設の入所者で、公的年金などを受給していない人に対し法外援護給付金を支給している。

表 1 - (4) - イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給状況

年度	支給実人員 (人)	支給総額 (円)
平成 30 年度	10	564,000
令和元年度	11	549,900
令和 2 年度	8	493,500

(5) 障害者福祉

在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者に、市が行う福祉手当の給付に対する補助金の交付や、在宅の重度障害児・者の日常生活用具の取付費の補助を行っている。

また、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、障害のある人に対する誤解や偏見を解消し、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるために、障害のある人への差別に関する相談等を行っている。

ア 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業

在宅の重度知的障害者及びねたきり身体障害者又はその家族に、市が行う手当の給付に対して補助金を交付している。

表1 - (5) - ア

在宅重度知的障害者福祉手当・ねたきり身体障害者福祉手当受給状況

区分 市町村	在宅重度知的障害者		ねたきり身体障害者	
	件数 (人)	補助金額(円)	件数 (人)	補助金額(円)
平成30年度	329	16,244,775	2	99,475
令和元年度	338	16,683,650	1	51,900
令和2年度	347	17,098,850	1	47,575
習志野市	118	5,983,600	1	47,575
八千代市	129	6,223,675	0	0
鎌ヶ谷市	100	4,891,575	0	0

イ 重度障害児・者日常生活用具取付費補助事業

在宅の重度障害児・者の日常生活用具の取り付けに必要な経費を助成する。

表 1 - (5) - イ 重度障害者日常生活用具取付費補助状況

市町村	件数 (件)	内 容	補助金 (円)
平成 30 年度	3	移動・移乗支援用具 2 特殊便器 1	70,260
令和元年度		移動・移乗支援用具 1 特殊便器 1	
令和 2 年度	2	移動・移乗支援用具 2	52,587
習志野市	0	-	0
八千代市	0	-	0
鎌ヶ谷市	2	移動・移乗支援用具 2	52,587

ウ 障害者差別相談事業

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県条例により、障害のある人への差別に関する相談業務及び県民に対する条例周知や啓発活動を行っている。

表 1 - (5) - ウ 障害者差別相談状況

(単位：件)

区 分	差別等相談		差別等相談活動件数内訳						再掲		その他の相談件数	条例周知活動
			電話	来所面接	訪問面接	関係機関連絡・調整	事例検討会・会議	その他	虐待の相談			
	実件数	活動件数							実件数	活動件数		
平成 30 年度	3	31	18	0	2	1	7	3	0	0	9	73
令和元年度	15	83	18	7	7	20	24	7	0	0	15	151
令和 2 年度	12	196	67	1	10	92	21	5	0	0	19	133

エ 地域相談員の委嘱

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例により地域相談員として知事に委嘱されて、地域の身近な窓口として、これまでの経験と知識を生かし相談や関係者への説明・助言・調整、関係行政機関の紹介等を行っている。

表 1 - (5) - エ 地域相談員委嘱状況 (単位：人)

区分 市町村	身体障害 者相談員	知的障害 者相談員	その他 相談員	計	左の内訳	
					男	女
平成 30 年度	17	6	11	34	15	19
令和元年度	17	6	11	34	15	19
令和 2 年度	11	6	11	28	12	16
習志野市	5	3	2	10	5	5
八千代市	2	2	4	8	3	5
鎌ヶ谷市	4	1	5	10	4	6

オ 地域相談員等研修会

地域相談員の障害に関する知識・理解を深めるとともに、地域相談員間や関係機関との情報交換を通じて、連携した相談活動を展開するネットワークづくりを進めることを目的として、毎年 1 回研修会を実施している。

表 1 - (5) - オ 地域相談員等研修会

開催年月日	参加者	内容
-	-	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

(6) 配偶者暴力相談支援事業

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)に基づいて、DV被害者からの相談を受け、必要な助言・支援を行っている。

表1-(6) 配偶者暴力相談支援状況

(単位：件)

区 分	総相談件数				来所相談件数				電話相談件数				出張相談件数			
	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分
平成30年度	198	114	0	114	38	34	0	38	160	80	0	76	-	-	-	-
令和元年度	185	96	0	93	45	41	0	41	140	55	0	52	-	-	-	-
令和2年度	148	88	0	85	25	23	0	23	123	65	0	62	0	0	0	0
区分	書面提出 件数		通報件数		来所相談 証明書 発行件数		交際相手からの暴力 相談件数									
							総数	通報								
平成30年度	3		6		35		1	0								
令和元年度	5		1		45		2	2								
令和2年度	1		0		30		1	1								

(7) 戦傷病者の援護

戦傷病者手帳の交付を受けた戦傷病者に対し、戦傷病者特別援護法第9条に規定された援護に係る事務を行っている。

ア 管内戦傷病者数及び援護状況

戦傷病者手帳の交付を受けた戦傷病者に対し、補装具の支給と修理に関する事務や戦傷病者乗車券引換証（変更）の交付事務を行っている。

表1 - (7) - ア 管内戦傷病者数及び援護状況

(単位：件)

区分 市町村	戦傷病者手帳 所持者数	補装具の支給	医療券の交付	乗車引換証 (変更)の交付
平成30年度	21	1	0	0
令和元年度	17	0	0	0
令和2年度	14	1	0	0
千葉市	9	0	0	0
船橋市	1	0	0	0
習志野市	1	0	0	0
八千代市	3	1	0	0
鎌ヶ谷市	0	0	0	0

イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員の嘱託

戦没者遺族の福祉の増進を図るため、援護の相談に応じ必要な指導、助言を行う戦没者遺族相談員を嘱託している。

表1 - (7) - イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員嘱託状況

(単位：人)

市町村	千葉市	習志野市 八千代市	船橋市 鎌ヶ谷市	合計
戦没者遺族相談員	1	1	1	3
戦傷病者相談員	1			1

(8) 児童手当事務指導監査

「児童手当法」に基づき、児童手当の認定・支払事務の適切な運営を図るため管内市区の指導監査を行っている。

表 1 - (8) 児童手当事務指導監査状況

市町村	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
千葉市 (本庁及び 6 区)	-	令和 2 年 2 月 7 日、 13 日、20 日、28 日	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
船橋市	平成 31 年 2 月 6 日	-	
習志野市	平成 31 年 2 月 15 日	-	
八千代市	平成 31 年 2 月 21 日	-	
鎌ヶ谷市	平成 31 年 2 月 13 日	-	

(9) 中核地域生活支援センター連絡調整会議（部会）

児童・障害者・高齢者の区別をせず、全ての県民を対象に福祉の総合相談や生活支援の活動を 24 時間 365 日体制で行う中核地域生活支援センターの運営に関し、運営要綱に基づき管内の関係機関と保健福祉活動の充実のための連絡調整会議を開催している。

表 1 - (9) - ア 中核地域生活支援センター連絡調整会議実施状況

開催日	令和 3 年 2 月 15 日付けで資料等送付
場所	-
内容	新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面開催
構成員・参加者人数	関係機関 46